ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業実施要綱

都中農推発第１２号

令和７年４月１日

第１　目的

環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物の生産を確保し、消費者に普及・提供するために東京都エコ農産物の認証を受けた農産物の生産者（以下「認証生産者」という。）を増やし出荷量の増加を図る必要がある。

そこで認証生産者が、認証品目の拡大や化学合成農薬に代わる防除資材を導入する際の経費を支援する「ＪＡ東京中央会エコ農産物認証者に対する販売拡大支援事業」（以下「支援事業」という。）を実施する。

第２　事業の内容

　　支援事業の内容等は以下のとおりとする。

　１　周年出荷を行うための種苗導入に関する認証生産者への生産指導及び種苗購入費補助

　２　化学合成農薬削減技術のための資材導入指導及び資材購入費補助

　３　その他、東京都エコ農産物の生産量増加や品質向上に関する知事が必要と認める取組

第３　事業実施主体

事業実施主体は、東京都農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）とする。

第４　補助対象者

　　補助対象者は、以下の条件を満たす者とする。

（１）東京都エコ農産物認証生産者であること。

（２）ただし、種苗導入に関する購入費補助を受けようとする者は、前年度の東京都エコ農産物認証委員会において、新規に農産物認証された生産者、もしくはこれまでの認証品目に加えて以外に今年度新たに認証品目を拡大した認証生産者とする。

第５　推進体制

中央会は本事業の実施にあたり、ＪＡ等関係機関との密接な連携を取るとともに必要に応じて東京都からの助言・指導を得ながら円滑かつ適切に推進する。

第６　助成措置等

第２の事業について中央会は、別に定めるところにより、都の補助金の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を補助対象者に対して助成する。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。